

ソロモン諸島の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ソロモン諸島（英語では「Solomon Islands」）は、南太平洋のメラネシアに位置し、ガダルカナル島、マライタ島、サンタ・イザベル島を含む約 1,000 の島々からなる立憲君主制の島嶼国である。国土の面積は、約 2 万 9,000 平方キロメートルであり、日本の近畿地方から滋賀県を除いた程度の大きさである。首都はガダルカナル島にあるホニアラ、通貨はソロモン・ドルである。公用語は英語であるが、英語と現地語が混ざって形成されたピジン語が、各部族の共通語として話されている。人口は、約 69 万人であり、日本の静岡市とほぼ同じである²。

ソロモン諸島には、紀元前 13 世紀頃から原住民が居住していたが、1568 年にスペイン人のメンダーニャがヨーロッパ人として初めて到達した。ガダルカナル島で砂金が発見されたため、古代イスラエルのソロモン王の財宝にちなみ、「ソロモン諸島」と名付けられた。英国は、1893 年に南ソロモン諸島の領有を宣言したほか、1900 年にはドイツ領であった北ソロモン諸島も領有した。太平洋戦争時の 1942 年には、ガダルカナル島が日本軍と米豪連合軍との激戦地となった³。日本軍は、ガダルカナル島の戦いにおいて、約 2 万人の兵士を失ったほか（戦死者は約 5,000 人であり、残りの大部分は餓死者とマラリア等の伝染病による病死者であったといわれている）、多くの軍艦、航空機、武器等を失い、日本軍は惨敗を喫した⁴。ソロモン諸島には、1950 年まで米軍が駐留し、その後は英国の支配下にあったが、1976 年には自治権が与えられ、1978 年 7 月 7 日に英連邦（コモンウェルス）の構成国として独立を果たした。1998 年以降、ガダルカナル島の原住部族と、マライタ島からの移

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるソロモン諸島の概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』（二宮書店、2022 年）462～463 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）236 頁等を参照した。

³ 後に米国の大統領となるジョン・F・ケネディは、1943 年、ソロモン諸島において、魚雷艇の艇長として日本軍と戦っていた。ケネディが乗船していた魚雷艇が日本の駆逐艦と衝突して大破し、ケネディは海に投げ出されたが、島に泳ぎ着き、米軍に帰還することができた（石森大知著「ケネディ島 —ジョン・F・ケネディが泳ぎ着いた島」（『南太平洋を知るための 58 章』（明石書店、2010 年）所収）122～124 頁。

⁴ 関根久雄著「第 2 次世界大戦」（『南太平洋を知るための 58 章』（明石書店、2010 年）所収）294～297 頁。

住部族との対立が激しくなり、戦闘状態となった(「エスニック・テンション」と呼ばれる)⁵。2000年に和平協定を締結したものの対立は続き、2003年には、「太平洋諸島フォーラム」(Pacific Islands Forum, PIF) 諸国(主に、オーストラリア、ニュージーランド等)の警察・軍隊で構成される「ソロモン諸島地域支援ミッション」(Regional Assistance Mission to Solomon Islands, RAMSI)が派遣され、治安が回復した。2019年、親中派のソガバレ政権は、中国との国交を樹立するとともに、台湾とは国交を断絶した。2021年には、中国との関係強化に不満を持つ住民による暴動が発生したが、ソロモン政府から要請を受けたオーストラリア等の警察・軍隊により鎮圧された。その後も、ソロモン政府は、中国から警察及び装備品の受入を決めたほか、2022年4月には中国と安全保障協定⁶を締結する等、ますます中国との関係を強めている⁷。

ソロモン諸島は、ボーキサイトを多く産出するほか、農産物では、コプラ(ココヤシの果実の胚乳を乾燥させたもの。菓子や石鹸の原材料となる)、木材及びパーム油、水産物では、鰹及び鯖の産出量が多い。ソロモン諸島の貿易相手国についてみると、輸出の第1位は中国、輸入の第1位はオーストラリアである。ソロモン諸島は、現在でも、経済的自立は困難であり、とくにオーストラリア及びニュージーランドから多額の援助を受けているが、最近では中国からの援助も増加している。

ソロモン諸島の法源としては、①憲法、②ソロモン諸島議会の制定法、③1961年1月1日に有効であった英国の制定法、④慣習法、⑤コモン・ロー及びエクイティ(ソロモン諸島裁判所及び独立前の英国裁判所の判例法)がある(憲法の附則3)。ソロモン諸島の法制度

⁵ ガダルカナル島の原住部族とマライタ島からの移住部族との対立の詳細については、関根久雄著『『辺境』の抵抗 ソロモン諸島ガダルカナル島における『民族紛争』が意味するもの』を参照。

http://www.cias.kyoto-u.ac.jp/files/img/publish/alpub/jcas_review/JCAS_Review_04_01/JCAS_Review_04_01_007.pdf

⁶ 安全保障協定には、①中国の艦艇は、ソロモン諸島の港に寄港し物資補給ができること、②ソロモン政府は、治安維持のため必要な場合には、中国政府に対し、武装警察・軍隊の派遣を要請できること等が規定されているといわれている。しかし、ソロモン諸島のソガバレ首相は、中国の軍隊がソロモン諸島に軍事基地を建設したり、長期駐留したりすることはしないことを米国政府高官に確約したと報道されている。

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022042300175&g=int>

⁷ 日本におけるマスコミ報道等においては、「中国脅威論」が過度に強調される傾向がある。しかし、欧米先進国からの投資は、汚職防止・貧困対策・環境規制等の厳格な条件が付されるため、太平洋島嶼国にとっては利用が困難であるのに対し、中国からの投資には、そのような条件は付されないため、太平洋島嶼国にとって利用しやすく、地域発展のチャンスとなし得るといえる面があることは否定できない。また、太平洋島嶼国は、中国と欧米先進国を天秤にかけて、より有利な条件を引き出すというように、したたかな外交戦術をとることが多い。これらのことから、「中国脅威論」のみを一方向的に主張するだけでは、現実を見失うおそれがあると考えられる。

は、英国法⁸の影響を直接・間接に受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。独立後に下された外国裁判所（とくにコモンウェルス諸国の裁判所）の判決には拘束されず、事実上、参考とされることがあるだけである。また、ソロモン諸島の各地には、血縁関係を中心とする多数の生活共同体が存在しており、これが地域の伝統や慣習に基づき、利害調整や紛争解決等の機能を担っている。そのため、ソロモン諸島の法体系においては、慣習法の占める割合が高いといえる。

II 憲法

1 総説

ソロモン諸島は、英連邦（コモンウェルス）の一国であり、英国女王を国家元首とする立憲君主国である。ソロモン諸島は、英国にならい、議院内閣制、立憲君主制、民主主義等の制度を採用している。

ソロモン諸島憲法は 1978 年に制定されたが、その後、現在まで、幾度もの改正を経ている。憲法の前文では、国民主権等が宣言されている。

ソロモン諸島の憲法には、「軍」についての規定も若干含まれている（6 条、15 条、19 条等）が、実際には、軍隊を有しない。そこで、国内で暴動が発生する等して治安が悪化すると、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア等の近隣諸国に警察・軍隊の派遣を依頼して対処してきた。今後、ソロモン諸島政府は、2022 年 4 月に安全保障協定を締結した中国に対し、武装警察・軍隊の派遣を要請する可能性もある。

全 145 条からなるソロモン諸島憲法の体系は、表 1 のとおりである⁹。

表 1：ソロモン諸島憲法の主な体系（附則を除く）

前文			
第 1 章 国家及び憲法			第 1 条～第 2 条
第 2 章 個人の基本的権利及び自由の保障			第 3 条～第 19 条
第 3 章 市民権			第 20 条～第 26 条
第 4 章 総督			第 27 条～第 29 条
第 5 章 行政			第 30 条～第 45 条

⁸ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

⁹ ソロモン諸島憲法の英文（2014 年までの改正を反映）については、下記リンク先に掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Solomon_Islands_2014.pdf?lang=en

第 6 章 国家の立法	第 1 部 議会		第 46 条～第 58 条
	第 2 部 議会における立法及び手続		第 59 条～第 74 条
第 7 章 法制度	第 1 部 法の適用		第 75 条～第 76 条
	第 2 部 司法	(a) 高等法院	第 77 条～第 84 条
		(b) 控訴院	第 85 条～第 89 条
		(c) 裁判所規則	第 90 条
第 3 部 検事総長及び公選弁護士		第 91 条～第 92 条	
第 8 章 指導者規範			第 93 条～第 95 条
第 9 章 オンブズマン			第 96 条～第 99 条
第 10 章 財政			第 100 条～第 109 条
第 11 章 土地			第 110 条～第 113 条
第 12 章 州政府			第 114 条
第 13 章 公共サービス			第 115 条～第 132 条
第 14 章 雑則			第 133 条～第 145 条

2 統治機構

(1) 女王及び総督

ソロモン諸島の国家元首は英国女王であるが、実際には、女王が任命した総督 (Governor-General) が、国家元首としての権限を有する。総督の任期は 5 年であり、2 期までとされている。

総督は、憲法又は法律の下でその権能を行使する場合、内閣又は大臣の助言に従って行わなければならない。他方、首相は、総督に対し、政府の一般的な行為について十分な情報を提供し、政府に関する特定の事項について総督が要求する情報を提供しなければならない。

(2) 議会

ソロモン諸島の議会 (Parliament) は、一院制である。議員は、普通選挙により選出される。議員の基本定数は 50 議席、議員の任期は 5 年である。議員選挙に立候補する資格は、①ソロモン諸島の国民であること、②21 歳以上であること、③欠格事由に該当しないことである。

議会は、立法権を有する。法案が議会で可決されるには、出席議員の投票の過半数の賛成を得る必要がある。議会で可決された法案は、総督に提出される。総督が国家元首に代わって同意したとき、当該法案は法律として成立する。

議会は、自ら任期の短縮及び早期の選挙を議決できる。内閣による議会の解散権は無い。

(3) 行政

憲法上、行政権は国家元首に帰属すると規定されているが、実質的には、行政権を行使するのは内閣である。ソロモン諸島では、議院内閣制が採られており、議会で過半数の議席を有する政党を率いる者が首相となる。首相は、国会議員の中から選出されなければならない。首相以外の大臣は、首相の助言に基づいて、総督が、国会議員の中から任命する。

内閣は、首相及び他の大臣で構成される。首相は、内閣を召集し、内閣の議長を務める。内閣の主な機能は、政府において総督に助言することにある。内閣は、内閣が総督に行った助言、及び各大臣がその職務を遂行するために又はその権限で行った全てのことについて、議会に対して連帯して責任を負う。

首相に対する不信任決議案が国会で議員の絶対多数によって可決された場合、総督は、首相を罷免しなければならない。

(4) 司法

ソロモン諸島の裁判所としては、地域裁判所 (Local Court)、慣習地控訴裁判所 (Customary Land Appeal Court)、治安判事裁判所 (Magistrates' Court)、高等法院 (High Court) 及び控訴院 (Court of Appeal) がある。

地域裁判所は、もともとは「原住民裁判所」(Native Court) と呼ばれていたものであり、地域の伝統的な慣習や慣習地に関する民事事件、軽犯罪に関する刑事事件を管轄する。地域裁判所に提訴できるのは、①紛争を解決するための伝統的な手段を全て使い果たし、かつ、②共同体の首長に訴えても、首長の裁定が全当事者にとって納得のいくものでない場合に限られる。裁判の審理は、慣習法や地域の条例に従い行われる。刑事事件では、6か月以下の有期懲役又は 200 ソロモン・ドル以下の罰金しか科することはできない。

慣習地控訴裁判所は、1975年に設置された。地域裁判所から控訴された、先住民の慣習法上の土地の使用権・所有権に関する事件を管轄する。慣習地控訴裁判所の下した判決に対する上訴は、法律問題についてのみ可能である。

治安判事裁判所は、それほど重大でない民事事件と刑事事件を管轄する。具体的には、訴額が 6,000 ソロモン・ドル以下の民事事件、及び 14 年以下の有期懲役の刑事事件である。

高等法院は重大な民事事件と刑事事件の第一審を管轄するとともに、治安判事裁判所及び慣習地控訴裁判所からの控訴審を管轄する権限を有する。

控訴院は、ソロモン諸島の裁判所制度の頂点に位置付けられるものであり、高等法院からの上訴を審理する上訴審の管轄権のみを有している。慣習地に関する紛争事件は管轄しない。

ソロモン諸島の裁判所には、他のコモン・ロー諸国から招聘された裁判官も所属している。控訴院は、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニアの上級裁判官、ソロモ

ン諸島の控訴院長官及び高等法院の裁判官で構成される。高等法院にも、外国人裁判官が所属している¹⁰。控訴院及び高等法院の裁判官の定年は70歳である。

3 人権

ソロモン諸島憲法は、「第2章 個人の基本的権利及び自由の保障」において、多数かつ詳細な人権規定を置いている。日本国憲法で保障されているような基本的人権の多くは、ソロモン諸島憲法においても保障されているといえる。

ソロモン諸島憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①プライバシー権に関する明文規定がある（9条）。
- ②国家緊急事態における人権制約は、厳格な要件の下に認められる（16条）。
- ③人権保護請求について、明文で規定されている（18条）。人権保護請求とは、不法に憲法3条乃至16条に規定された人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、高等法院に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。
- ④公選弁護人（Public Solicitor）について規定されている（92条）。公職たる公選弁護人は、司法・法的サービス委員会の助言に従って、総督により任命される。公選弁護人の職務は、被告人等に対し、法律扶助、助言及び援助を提供することである。
- ⑤オンブズマンについて規定されている（96～99条）。公職たるオンブズマンは、議会の議長、公共サービス委員会委員長および司法・法的サービス委員会委員長からなる委員会の助言に従って、総督により任命される。オンブズマンの職務は、公務員等の職権濫用の調査、公共機関の実務及び手続の改善、恣意的で不公正な決定の排除等である。

Ⅲ 民法

ソロモン諸島には、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。ソロモン諸島の私法制度は、基本的には、慣習法及び判例法によって形成されている。また、ある特定の事項について規律する成文法も制定されており、例えば、2008年動産担保法等がある。憲法にも、土地に関する規定があり（第11章）、土地に対する永続的な権利を保有又は取得する権利は、ソロモン諸島の国民である者、及び議会が規定するその他の者にのみ帰属すること等が規定されている。

ソロモン諸島における土地は、伝統的に、氏族・部族等の共同体による所有という形で分有されてきた。ソロモン諸島には約5,500の小さな村落があるが、次第に貨幣経済が浸透し

¹⁰

https://www.commonwealthgovernance.org/countries/pacific/solomon_islands/judicial-system/

つつあるとはいえ、依然として生業経済が基盤となっている。各村落の人々は誰でも、自分の村落の慣習地において、木材の入手、植物の採集、動物の狩猟等を行うことができる。ソロモン諸島では、第二次世界大戦後、土地に関する法制度の整備が進められた。その結果、ソロモン諸島の土地は、①記録化された権利に基づく土地（政府の所有地等）、②慣習地（伝統的な共同体の所有地）、③遊休地（公的な所有地）の3つに分類された。上記①の土地は都市部に多いが全体の約12%にすぎず、残りの88%は上記②の慣習地である¹¹。慣習地については、調査・登録する公的制度が存在しないため、慣習地における森林伐採について土地所有者の同意を取得しようとしても土地所有者を確定することができなかつたり、複数の共同体間で境界争いが起きたりすることもある¹²。

ソロモン諸島の土地に関する権利については、一般に、①第一次権利（男性を起源とする氏族が有する、土地に対する「所有」の権利）、②第二次権利（女性を起源とする氏族が有する、土地に対する「利用」の権利）、③第三次権利（コミュニティの誰もが有する、水・薪・野生動物等を採集することができる権利）というように3つに分類する考え方が有力である。これは、西洋的な近代所有権法理論の考え方とは大きく異なるものである¹³。上記の第二次権利は、「1つの氏族に1つの土地」というように「一対一対応」となっているのではなく、いくつかの氏族の権利が折り重なっており、曖昧さを含んでいる¹⁴。従来、ソロモン諸島における土地の境界線は重要ではなく、はっきりしてはいなかったが、土地紛争が増加した原因は、森林の商業伐採、プランテーション等の開発にあるといわれている¹⁵。

ソロモン諸島の土地の所有権は、原則として、ソロモン諸島国民のみに認められる。但し、金・ニッケル等の鉱物資源の所有権は、ソロモン諸島政府のみに認められる。なお、土地所有権法の1977年改正により、外国人・外国企業は、土地の開発のため、政府から75年以内の期間で定期借地を受けることが認められるようになった¹⁶。また、森林伐採のためには伐採ライセンス（Felling License）が、木材加工のためには木材加工ライセンス（Milling License）が必要である¹⁷。

ソロモン諸島の動産担保法（Personal Property Security Act）は、2008年に制定された。2009年には、同法に基づく電子登録機関が運用を開始した。同法は、担保権設定を、個人であるか会社であるかを問わず、全ての借入者にとって、簡易・安価・柔軟なものとした。即ち、通知登録機関が設立され、政府登録官の関与無しに電子的に運用される（簡易性）。

¹¹ 須藤健一著「国家政策に抗する森林開発」（大塚柳太郎編『ソロモン諸島 最後の熱帯林』（東京大学出版会、2004年）所収）170～171頁。

¹² https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report_oce_4.pdf

¹³ 宮内泰介著『開発と生活戦略の民族誌 ソロモン諸島アノケロ村の自然・移住・紛争』（新曜社、2011年）162～163頁。

¹⁴ 宮内・前掲書 176頁。

¹⁵ 宮内・前掲書 156頁。

¹⁶ <https://paradise-solomon.com/about-solomon/>

¹⁷ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report_oce_4.pdf

担保物に対する競合担保権者の優先順位ルールが、法的形式性・技術性よりも、商業的ニーズに応じるものとされる（柔軟性）。また、実行ルールが簡略化され、安価となった（安価性）¹⁸。

IV 会社法

ソロモン諸島に投資する外国企業が現地法人を設立する場合、会社法に基づき、会社を設立することになる。ソロモン諸島には、4種類の会社があるが、最も一般的であるのは、株主が50名以下の非公開会社（Private Company）である。50名以上の株主がいる公開会社（Public Company）もあるが、ソロモン諸島では一般的ではない¹⁹。会社名には、「Limited」又は「Ltd」という文言を付しなければならない。会社名は、他の会社名と同一又はほぼ同一であってはならない。ソロモン諸島で事業を行う会社は、会社登録を行わなければならない。ソロモン諸島では、オンライン会社登録システムが実施されている。ソロモン諸島で会社登録している外資企業は、内国歳入委員会との連絡が可能な代理人を指定しなければならない。この代理人は、当該会社の従業員・株主である必要はないが、ソロモン諸島の居住者であることが必要である。会社の取締役は2名以上で、そのうちの1名はソロモン諸島の居住者でなければならないが、常勤取締役である必要はない。株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額（出資額）に限定されるが、ソロモン諸島の会社法は、他国の会社法と比較し、株主の保護度合いが低いといわれている²⁰。

なお、コミュニティ・カンパニー（Community Company）と呼ばれる新しいタイプの会社が、2009年会社法で導入された。コミュニティ・カンパニーとは、コミュニティ・グループ（例えば、特定の村の人々）が有する事業の管理を支援するために設立される会社である。コミュニティ・カンパニーは、ビジネス運営が意図されているが、ビジネスの成功によって個々の株主が利益を得るのではなく、コミュニティ全体が利益を得ることになる。コミュニティ・カンパニーの目的は、コミュニティの資産を保全し、成長させることである。したがって、コミュニティ・カンパニーは、取締役・株主に対して融資を行うことはできないし、事業資産をコミュニティの承認なしに売却することもできない。また、取締役は、毎年、会社の活動がコミュニティにどのような利益をもたらしたかを示す報告書を作成しなければならない²¹。コミュニティ・カンパニーは、慈善信託や協同組合に代わるものとして利用

¹⁸ ゴードン・ウォーカー&アルマ・ペクメゾヴィック著、浅香吉幹訳「南太平洋におけるアメリカ法の影響」（『アメリカ法 2013-1』（日米法学会、2013年）所収）19～20頁。

¹⁹ <https://www.solomonbusinessregistry.gov.sb/companies/how-to-register-a-company/learn-what-a-company-is/what-is-a-company/>

²⁰ 『ソロモン諸島の環境調査』（石油天然ガス・金属鉱物資源機構、2006年）58頁。

²¹ <https://www.solomonchamber.com.sb/media/1135/factsheet-1-the-companies-guide-for-solomon-island-businesses-2.pdf>

を検討することができる²²。コミュニティ・カンパニーの会社名の末尾には、「Community Company Ltd」又は「CCL」という文言を付しなければならない。

ソロモン諸島の全ての会社は、会社の運営方法を定める「会社規則」(Company Rules)が必要である(会社法の2009年改正より前は、「Memorandum and Articles of Association」と呼ばれていた)。会社規則には、取締役の選任・解任・権限、株主総会の手続等が規定される。2009年会社法には、①単一株主の非公開会社、②複数株主の非公開会社、③公開会社、④コミュニティ・カンパニーという4種類の会社の会社規則として用いることができるモデル規則が付されている。会社は、設立登録の際に、独自の会社規則を策定することもできるし、会社法に付されているモデル規則を採用することもできる²³。

V 民事訴訟法

ソロモン諸島では、各地方の共同体の首長・長老らが、実質的な行政・司法担当者として、利害調整・紛争解決の役割を果たしている。伝統的に、個人・集団・祖先に対する誹謗中傷、傷害、殺人、呪詛、男女間や財産をめぐるトラブルの多くは、一方当事者が他方当事者に賠償等を行うことにより解決されてきた。これを「コンペンセーション」という。賠償に用いられる物は、貝貨、豚、タロイモ、ヤムイモ、ココナッツ、現金等である。このコンペンセーションにより、紛争を解決し、悪化した関係を修復することにより、報復・破壊・憎悪の連鎖を断ち切ることが可能となる。被害者は、本来、賠償を加害者に請求すべきであるが、紛争を予防できなかったソロモン諸島政府に対して請求をすることもよくある(前述した「エスニック・テンション」のケースが、まさにその例である)²⁴。但し、現在のソロモン諸島において、コンペンセーションが紛争解決手段として用いられているのは、マライタ島及びガダルカナル島の一部地域のみとなっている²⁵。

上記のコンペンセーションのような「紛争解決のための他の手段が全て試みられた場合」にのみ、裁判所への提訴が行われる。

VI 刑事法

²² <https://www.solomonbusinessregistry.gov.sb/companies/how-to-register-a-company/what-are-community-companies/#:~:text=The%20community%20company%20is%20a,as%20a%20whole%20will%20benefit.>

²³ <https://www.solomonbusinessregistry.gov.sb/companies/how-to-register-a-company/learn-what-a-company-is/what-are-company-rules/#:~:text=The%20company%20rules%20govern%20how,Memorandum%20and%20Articles%20of%20Association.>

²⁴ 関根久雄著「紛争解決と損害賠償」(吉岡政徳・石森大知編著『南太平洋を知るための58章』(明石書店、2010年)所収)113~116頁。

²⁵ 関根久雄著『地域的近代を生きるソロモン諸島』(筑波大学出版会、2015年)102頁。

ソロモン諸島の刑法は、英国法の流れを汲むインド刑法をモデルとして策定された。

刑罰の種類は、①コンペンセーション（被害弁償）、②罰金、③没収、④平穏維持、⑤プロベーション、⑥警察監視、⑦拘禁、⑧宣告猶予監視命令がある²⁶。

罰金を納付しない者は拘禁されるが、①2 ソロモン・ドル以下の罰金のケースでは7日以下の拘禁、②2 ソロモン・ドル超 4 ソロモン・ドル以下の罰金のケースでは14日以下の拘禁、③4 ソロモン・ドル超 20 ソロモン・ドル以下の罰金のケースでは6週間以下の拘禁、④80 ソロモン・ドル超 200 ソロモン・ドル以下の罰金のケースでは3か月以下の拘禁、⑤200 ソロモン・ドル超の罰金のケースでは6か月以下の拘禁とされている²⁷。

ソロモン諸島では、14歳未満の者には拘禁刑を科すことはできない。14歳未満の者に重大な非行事実が認められる場合、代替施設に収容される²⁸。

VII おわりに

以上、ソロモン諸島の法制度の概要を紹介したが、ソロモン諸島法については、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。英国法やオーストラリア法の強い影響を受けつつ、現在でも、伝統的な慣習法や生活共同体のしきたりが重視されているという特徴を有するソロモン諸島法には、とっつきにくい面があることは否定できない。

しかし、ソロモン諸島の公用語は英語であるため、ソロモン諸島法に関する英語の情報は比較的多い。また、ソロモン諸島は、メラネシアでパプアニューギニアに次ぎ2番目に多い人口及び面積を有し、地政学的に南太平洋地域において重要な位置を占めている。このようなことから、ソロモン諸島は、今後、日本企業にとって重要な貿易・投資相手国の一つとなる可能性がある。引き続き、ソロモン諸島の法制度の動向について注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.6』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第4回 ソロモン諸島」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁶ 永田憲史著「ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルの刑事制裁」（『法学論集 第58巻第5号』（関西大学法学会、2009年）所収）31頁。

²⁷ 永田・前掲書36～37頁。

²⁸ 永田・前掲書43頁。